

特定保健用食品の表示許可手続

消費者庁長官が特定保健用食品の表示許可をするに当たっては

- ①その安全性及び効果について、食品安全委員会(安全性に係るものに限る。)及び消費者委員会の意見を聴く
 - ②薬事法による表示規制の抵触の有無につき厚生労働省の意見を聴く
- ものとなっている。

《表示許可審査手続きの流れ》

